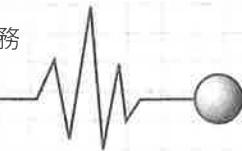


●指標事例 No.2

感染症内科・消化器外科 = 食道癌手術後の感染症に対する検査義務・注意義務
(法人病院 - 因果関係否定・請求棄却)



食道癌手術後に感染症を発症し敗血症から死亡したのは、カテーテル管理や培養検査に注意義務違反があったためとして損害賠償を求めた事例

指標事例2

札幌地裁 平成27年3月25日判決(控訴中)
事件番号 平成23年(ワ)第1007号

Points

要約

食道癌と診断された55歳男性患者は、平成18年2月14日にY病院に入院し食道癌根治術を行うこととなり、20日、右鎖骨下に中心静脈カテーテルが挿入された。3月3日、手術が行われ午後6時27分に手術室から帰室し、午後9時ころ採取した患者の血液検査の結果、白血球数は1万3,700、CRPは0.4(−)であった。この日からY病院医師は、抗生剤パンスボリンを午前1gずつ、午後1gずつ点滴投与した。7日の血液検査の結果は、白血球数7,700、CRP10.9(5+)で、午前2時ころの体温は37.0度、午後11時ころまでの間、午後3時30分ころに38.2度となったことを除き、概ね37度台で推移した。3月8日、患者はICUから一般病棟に移動し、3月11日、Y病院医師は、患者に挿入されていた中心静脈カテーテルを抜去し、カテーテル先端培養検査を行おうとしたが、落として汚損してしまったため実施できなかった。12日より抗生剤オメガシンを午前0.3g、午後0.3gずつ点滴投与したが、17日から19日の間は抗生剤は投与されなかった。20日午前4時10分ころの体温は38.5度で、午前6時ころに40.5度、午前8時5分ころに39.2度となったが、午前10時ころ及び午後2時ころは36度台となった。この日、血液培養検査を行い、セラチア菌が検出された。その後、患者は、4月4日午前10時28分、敗血症により死亡した。

このため原告(妻)は、カテーテル先端培養検査、および血液培養検査を行うべきであり、また、抗生物質の投与に注意義務違反があったなどとして、損害賠償を求めた。

裁判所は、3月11日にカテーテル先端培養検査及び血液培養検査を実施すべき注意義務違反があったとしつつも、11日時点の感染症と20日のセラチア菌感染症と同一の原因であると断るには疑いがあり、仮に血液培養検査にてセラチア菌が検出されていても結果が変わらない可能性は払しょくできないとして、死亡との因果関係を認めず、請求を棄却した。